

帰国・外国人児童生徒等に対する 文部科学省の施策について

平成27年度都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

平成27年7月1日(水)

文部科学省初等中等教育局 国際教育課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策 ～四つの基本的方向性に基づく、8の成果目標と30の基本施策～

1. 社会を生き抜く力の養成

(1) 主として初等中等教育段階の児童生徒等を対象にした取組

成果目標 1 （「生きる力」の確実な育成）

基本施策 6 特別なニーズに対応した教育の推進

【基本的考え方】

- ・ また、海外で学ぶ子どもたちの教育環境の充実を図るとともに、国内の帰国・外国人児童生徒等について、日本語指導や適応指導の充実等を含めた公立学校における受入れ体制の整備を推進する。

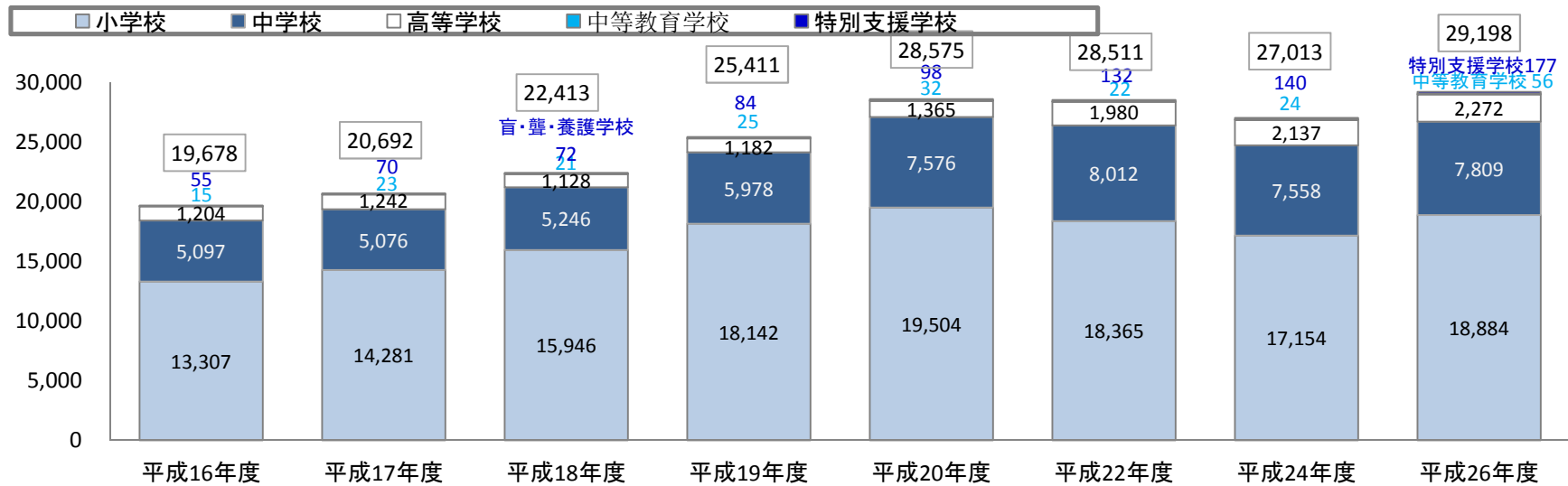
【主な取組】

6－4 海外で学ぶ子どもや帰国児童生徒、外国人の子どもに対する教育の充実

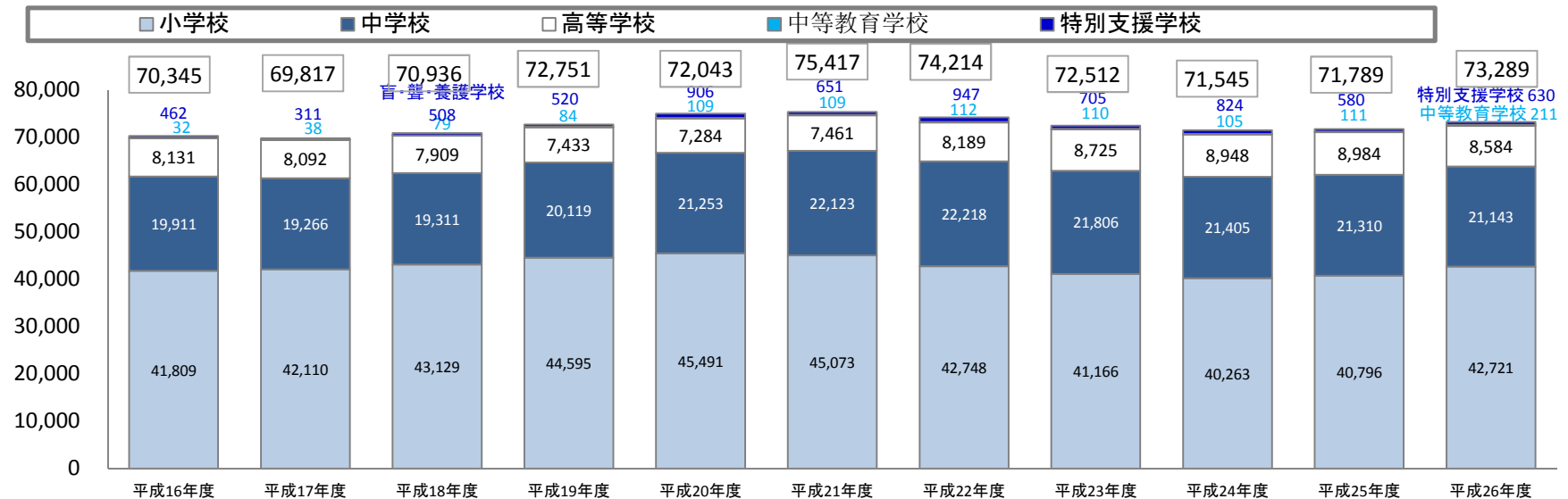
- ・ 海外で学ぶ子どもたちの教育環境の整備・充実を図るため、在外教育施設に対して、引き続き質の高い教員の派遣や教材整備等を行う。また、帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな指導・支援体制を整備するため、個々の実態を踏まえた日本語指導の在り方の検討、教員や支援員の確保及びその資質の向上等に取り組む。このほか、高等学校における受入れ状況を把握し、編入学機会の拡大を図る。さらに、不登校・不就学の定住外国人の子どもに対して日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための場を外国人集住都市等に設け、主に公立学校への円滑な転入ができるようにする。

2. 日本語指導が必要な外国人児童生徒数

【 日本語指導が必要な外国人児童生徒数 】 出典:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成26年度)」



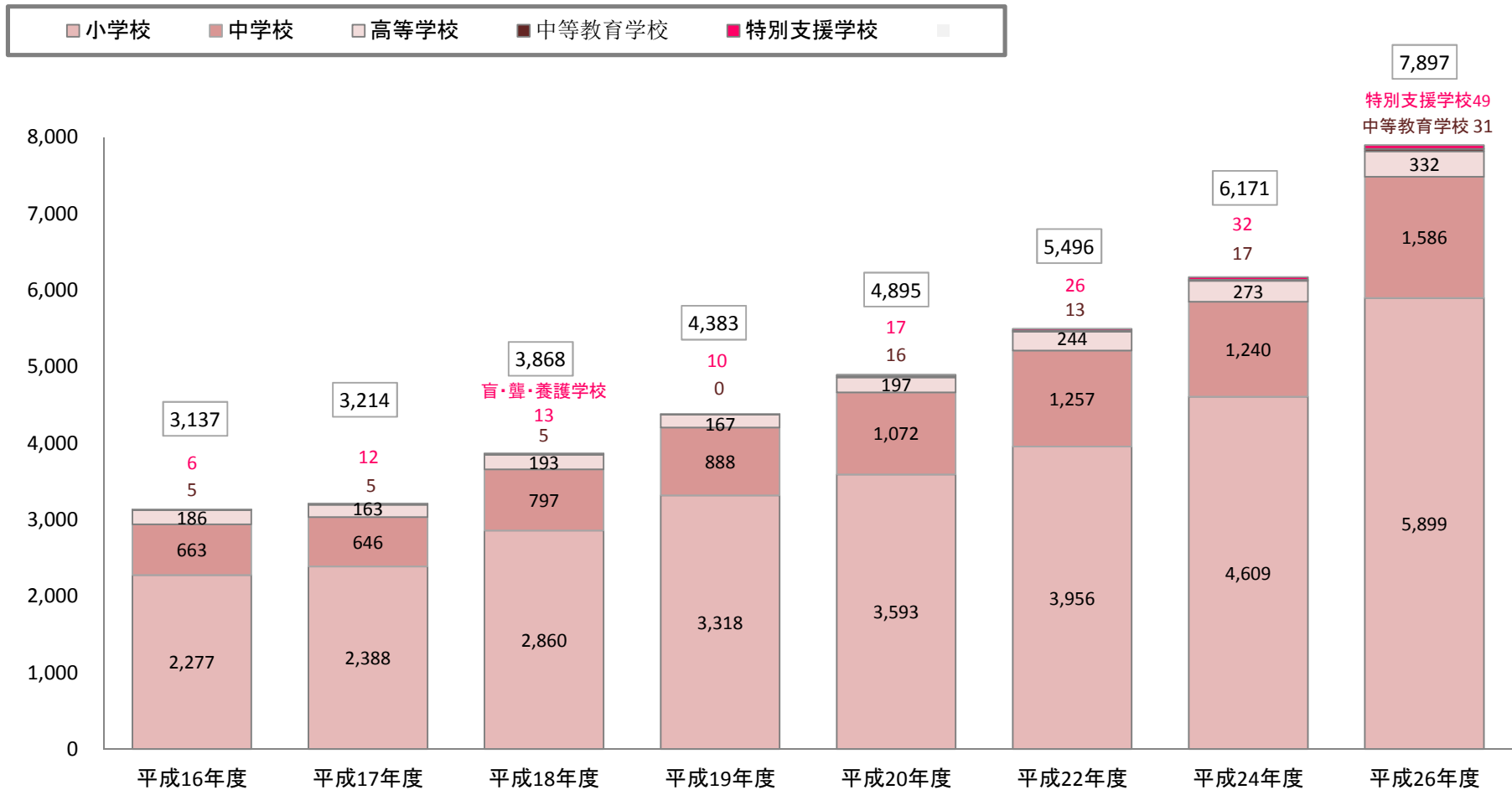
【 (参考)公立学校に在籍している外国人児童生徒数 (出典:文部科学省「学校基本調査」) 】



(各年5月1日現在)

3. 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の在籍状況

【 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数 】



4. 施策～入りやすい公立学校をめざして

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

○就学ガイドブックの作成・配布



○外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実のための教員配置



○日本語指導者等に対する研修の実施



○自治体の取組を支援する補助事業の実施



○「外国人児童生徒受入れの手引き」の作成・配付



○情報検索サイト「かすたねっと」の開設



○日本語能力測定方法



○研修マニュアル



5. 各自治体の取組を支援するために

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業（1 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業）

平成27年度概算要求額：211百万円（前年度予算額：100百万円）

本事業は、実施主体（都道府県・指定都市・中核市）の取組に対して、総事業費の1/3を上限として予算の範囲内で交付を行う補助事業である。

現 状

- ・ 帰国・外国人児童生徒及び日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の多様化
- ・ 初等中等段階からのグローバル人材の育成

課 題

- ・ 対象児童生徒一人一人の実態に応じた日本語指導
- ・ 少数在籍校や散在地域における受入・支援体制の整備
- ・ 帰国児童生徒の個性と特性を生かした教育の推進

事業実施項目（地域の実情に応じて組み合わせる）

日本語指導の充実

- （必須）「日本語能力測定方法」の活用による児童生徒の日本語能力の把握
- （必須）「特別の教育課程」による日本語指導の実施
- 日本語指導担当教員及び指導補助者への研修の実施
- 日本語指導のための教材の作成

** 各地域の取組の実践交流 **

（担当指導主事等連絡協議会の開催、情報検索サイト「かすたねっと」への資料掲載 等）

義務教育への就学機会の確保

- 就学相談窓口の設置
- 就学ガイダンスの開催
- 関係機関と連携した就学案内（パンフレット等の作成・配付）
- 就学状況の調査

指導・支援体制の整備

- センター校の設置
- 域内の公立学校への巡回指導の実施
- 地域全体で取組を推進するための協議会の開催
- 少数在籍校又は散在地域への指導・支援体制の充実

公立学校への円滑な受入れ

- 初期適応指導教室（プレクラス）の実施
- 日本語指導ができる支援員の派遣
- 児童生徒の母語が分かる支援員の派遣

進路保証

- 域内の高校やハローワーク等との連携による進路ガイダンスの開催
- 高校での支援員による進路相談

○ 公立学校における帰国・外国人児童生徒等の受入体制・支援体制づくりの推進

6-1. 「特別の教育課程」の編成・実施について

1. 背景

- 定住外国人の増加に加え、保護者の国際結婚の増加、日本生まれの外国人児童生徒の増加などによる、日本語指導が必要な児童生徒数の増加
- 地域による指導・支援体制のばらつき

- 日本語指導が必要な児童生徒の学ぶ権利を保障
 - 学校教育法施行規則及び学習指導要領で定める教育課程に基づく学習内容の定着
- 他の児童生徒とともに学校生活を送るために必要な日本語を身に付け、日本語で各教科等の学習に参加できるように配慮することも大切である。

学校教育の一環として行う日本語指導の質の担保を図ることが必要。

児童生徒の実態に応じて日本語指導を行う時間を設けることができるようにすることが必要。
(例:各教科等の授業時数に替える)

国が示す一定の要件を満たす日本語指導を行う場合には、「特別の教育課程」を編成・実施することができるようにする。

6-2. 「特別の教育課程」の編成・実施について

2. 制度の概要

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)及び指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

3. 制度導入の効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

4. 支援体制

国の施策



【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援
・課外での指導・支援 等